

2011年10月6日

No.138

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

『又市社民党副党首』 官房長官、総務大臣、民主党幹事長に 人事院勧告・報告にそつた対応を求める

(1) 9月30日に人事院は、大震災の影響で遅れていた「勧告・報告」を国会と政府に提出しました。社民党総務部会は10月4日に、人事院よりその内容について説明を受けると同時に、社民党の態度について協議しました。

(2) 協議を踏まえて又市副党首は、10月6日、重野幹事長らとともに藤村官房長官、川畑総務大臣、輿石民主党幹事長に、次のような申し入れを行いました。

①2011年度の給与改定は、人事院勧告・報告に則つた対応をすること。②協約締結権を回復するための関連法案が成立しない中で、給与の減額を行うことは脱法行為のそしりを免れず、国家公務員制度改革関連法案の年内(年度内)成立の目途がない以上、給与引き下げ法案は撤回すること。③定年延長については、労使で交渉・協議し、必要な法案を速やかに国会に提出すること。④「法の谷間」におかれ、低賃金で不安定な雇用・労働条件にある臨時・非常勤職員について、引き続き実態を踏まえ、均等待遇の実現や制度の抜本的な改善を図ること等。

(3) 又市副党首は、申し入れに際して労働基本権が制約されたままの状態賃金を引き下げた場合、これまでの労使合意は破棄されることになり大きな混乱が生じる。また労働基本権を回復しないまま賃金引き下げを強行した場合、政府が訴えられ、敗訴する可能性が高いと主張し、今年は「仕切り直し」で人事院勧告を完全実施すべきだと求めました。

(4) これに対し、藤村官房長官は、「勧告・報告」を受けて給与関係閣僚会議を開催したが、慎重に検討したい。例年にない状態となっており、非常に悩ましい。定年延長は、民間の動向を十分に見極めていきたい等、述べました。

また川畑総務大臣は、国家公務員の賃金引き下げが復興予算の前提となっている以上、引き下げ法案の断念はありえない。協約締結権回復について自民党等の野党の理解を求めて全力を上げていくと述べました。また賃金だけを引き下げて、協約締結権が回復しないような事態を組合が容認しないことは自覚しているとも語りました。

さらに輿石民主党幹事長は、社民党の申し入れに理解を示しつつ、賃金だけ引き下げのようなことは認められない。協約締結権が回復するように知恵を絞るべきだと述べました。



藤村官房長官に申し入れを行う
又市副党首ら